

企業所得税確定申告と関連会社間取引報告表

5月末日申告期限の2016年度企業所得税確定申告手続きを無事に終わられて、各企業の財務スタッフの方も一息つかれているところかと思えます。

企業所得税確定申告書に添付が義務付けられている書類のひとつに中国国内外の関連会社（親会社・兄弟会社・子会社など）との取引に関する情報を記載した『中華人民共和国 企業年度関連業務往来報告表（関連会社間取引報告表）』という書類があることはご承知のことと思えます。この報告書への記載内容が今年から、従前の内容と比べてより詳細な記載が求められるようになりました。

【主な内容】

- ① 有形・無形資産取引は所有権取引と使用権取引とに区分しての記載が求められおり、
金
融資産取引や、権益投資取引の記載が追加されています。
- ② 関連者間取引の財務分析として《G113010 年度関連者取引財務状況
分析表（企業個別申告情報）》に、企業の財務会計決算の内訳に基づいて国外関連取引、
国外非関連取引、国内関連取引、国内非関連取引に区分してのセグメント損益表データ
（収入、原価、費用、利益をそれぞれ合理的に区分）の記入及び配賦基準の説明記載が
新たに求められています。
- ③ 国外関連者の基本情報として《G112000 国外関連者情報表》に国外関連者（主には輸出入
取引がある親会社など）の本国での所得にかかる「税金の名称」（日本の場合は法人
税・地方法人税、法人事業税、法人住民税法人額割など）と課税所得に対する「税金負
担割合（実質負担税率）」、対象税目について本国で適用を受けている「税務上の優遇政
策」の内容の記載が求められています。

これは、関連者間取引申告と同期資料管理の更なる改善を図るため、2015年10月にOECDから公表された「税基侵食及び移転価格（BEPS-Base Erosion and Profit）最終報告書」の内容に基づいて、国家税務総局が2016年6月29日付で公布した、「関連者間取引申告と同期資料管理の整備に関する公告」（国家税務総局公告2016年42号）に基づき実施されているものです。

2016年版の『関連会社間取引報告書』にあたっては、中国現地法人側だけでは対応が難しい事項も含まれていることから、日本親会社側でも、上記2016年42号通知の規定全体の内容を正しくご理解いただいたうえで、この報告表について自社グループとしてどのような対応が必要となるのかを把握しての対応をされたものと思えます。

今後は今まで以上に、日中双方での移転価格税制への対応が重要になると思われます。御社におかれましても、5月中に提出された報告表の記載内容を再度ご確認されることをお勧めいたします。

なお、2016年度の年度手続きとしては上記の確定申告手続き以外にも、下記の手続きについて、原則6月末までに対応が必要です。

- ① 工商局-企業信用情報公示手続き
- ② 商務部・財政部・税務総局・外貨管理局・統計局の-連合年検手続き

これらについても手続を財務担当者任せにせず、必ず管理者の方が記載内容を確認してから提出をするようにしてください。

以上